

# 山梨県公報

第千五百十九号

平成十六年

十月二十八日

木曜日

## 目次

悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準……………	六八七
特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音 について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規 制基準の一部改正……………	六九三
振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指 定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の一部改正……………	六九三
鳥獣保護区の指定……………	六九三
休猟区の指定……………	六九七
銃猟禁止区域の指定……………	七〇〇
平成十六年度地籍調査事業計画の決定……………	七〇四
道路の区域変更(三件)……………	七〇四
道路の供用開始(三件)……………	七〇五
字の区域変更……………	七〇五
<b>公 告</b>	
落札者等の決定について……………	七〇六
一般競争入札について……………	七〇六
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………	七〇七
<b>企 業 局</b>	
山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………	七〇八
<b>教育委員会</b>	
山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則……………	七〇八
公印の改刻……………	七〇八
<b>そ の 他</b>	
一般競争入札について……………	七〇八

## 告 示

### 山梨県告示第四百九十六号

悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準を次のように定める。  
平成十六年十月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

#### (排出規制地域)

**第一条** 悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号。以下「法」という。)(第三条の規定に基づく工場その他の事業場における事業活動に伴つて発生する悪臭原因物(特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。)(の排出(漏出を含む。)を規制する地域は、別表に掲げるとおりとする。

**第二条** 法第四条第二項第一号の規定による規制基準は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に定めるとおりとする。

区 分	規 制 基 準
A区域	臭気指数 十三
B区域	臭気指数 十五
C区域	臭気指数 十七

2 法第四条第二項第二号の規定による規制基準は、前項の規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則(昭和四十七年総理府令第三十九号。以下「規則」という。)(第六条の二に定める方法により算出した臭気強度又は臭気指数とする。  
3 法第四条第二項第三号の規定による規制基準は、第一項の規制基準を基礎として、規則第六条の三に定める方法により算出した臭気指数とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この告示は、平成十七年二月一日から施行する。

##### (関係告示の廃止)

2 悪臭物質の規制区域及び規制基準(昭和五十一年山梨県告示第二百三十五号)は、廃止する。

##### 別表

一 富士吉田市に係る規制地域

区域の区分	規制地域
A 区域	ときわ台の全部並びに上暮地、小明見、下吉田、新倉、松山、新屋上吉田、竜ヶ丘、緑ヶ丘、新西原及び旭の一部
B 区域	上暮地、小明見、大明見、下吉田、新倉、松山、新屋、上吉田、竜ヶ丘、緑ヶ丘、新西原及び旭の一部
C 区域	上暮地、小明見、大明見、下吉田及び上吉田の一部

二 塩山市に係る規制地域

区域の区分	規制地域
A 区域	下於曾、上塩後、下塩後、西広門田及び上井尻の全部並びに上於曾、千野、赤尾、下萩原、熊野、三日市場、小屋敷、藤木及び竹森の一部
B 区域	上於曾、赤尾、熊野、三日市場、小屋敷及び藤木の一部
C 区域	三日市場の一部

三 都留市に係る規制地域

区域の区分	規制地域
A 区域	下谷四丁目及びつる四丁目の全部並びに田野倉、小形山、大原、井倉、古川渡、川茂、四日市場、下谷、下谷三丁目、つる一丁目、つる五丁目、中央二丁目、中央三丁目、上谷一丁目、上谷三丁目、上谷五丁目、田原一丁目、田原二丁目、田原三丁目、田原四丁目、平栗、川棚、朝日馬場、法能、大野、小野、十日市場、夏狩、桂町、鹿留、大幡、玉川、つる三丁目、上谷六丁目及び上谷の一部
B 区域	下谷二丁目、つる二丁目、中央二丁目及び上谷二丁目の全部並びに田野倉、小形山、大原、川茂、四日市場、下谷、下谷一丁目、下谷三丁目、つる一丁目、つる五丁目、中央一丁目、中央三丁目、中央四丁目、上谷、上谷一丁目、上谷三丁目、上谷四丁目、上谷五丁目、上谷六丁目、田原一丁目、田原二丁目、田原三丁目、田原四丁目、玉川、法能、戸沢、川棚、金井、中津森、平栗、大幡、厚原、十日市場、夏狩、朝日馬場、朝日曾雌、桂町、鹿留、境、小野及び大野の一部

四 山梨市に係る規制地域

C 区域	平栗の一部
区域の区分	規制地域
A 区域	下石森、上石森、小原東、七日市場、下井尻、東後屋敷、三カ所及び上之割の全部並びに大野、下神内川、上神内川、小原西、鴨居寺、万力、正徳寺、落合、上岩下、山根、矢坪、西、東、江曾原、南、北、大工、市川、堀内、一町田中、歌田、中村、上栗原及び下栗原の一部
B 区域	下神内川、上神内川、小原西、西、鴨居寺、万力及び正徳寺の一部
C 区域	下神内川、鴨居寺、正徳寺及び西の一部

五 大月市に係る規制地域

区域の区分	規制地域
A 区域	御太刀二丁目、大月三丁目、駒橋一丁目、駒橋二丁目、駒橋三丁目、桂台一丁目、桂台二丁目、桂台三丁目及び猿橋町殿上の全部並びに大月町花咲、大月一丁目、大月二丁目、猿橋町猿橋、七保町下和田及び富浜町鳥沢の一部
B 区域	御太刀一丁目、賑岡町ゆりヶ丘、猿橋町伊良原の全部並びに笹子町黒野田、笹子町吉久保、笹子町白野、初狩町中初狩、初狩町下初狩、大月町真木、大月町花咲、大月町駒橋、大月一丁目、大月二丁目、賑岡町浅利、賑岡町強瀬、賑岡町岩殿、賑岡町奥山、七保町下和田、七保町葛野、七保町林、七保町駒宮、七保町瀬戸、七保町浅川、七保町奈良子、猿橋町猿橋、猿橋町藤崎、猿橋町小篠、富浜町宮谷、富浜町鳥沢、梁川町立野、梁川町綱ノ上、梁川町塩瀬及び梁川町新倉の一部

六 韮崎市に係る規制地域

区域の区分	規制地域
A 区域	下祖母石、一ツ谷、富士見ヶ丘、藤井町北下条及び藤井町南下条の全部並びに上祖母石、水神、本町、中央町、若宮、富士見、中島、

B 区域	水神、本町、中央町、若宮、中島、栄、清哲町青木、清哲町折居、神山町北宮地、大草町下条西割及びひ竜岡町若尾新田の一部
C 区域	上ノ山、穂坂町宮久保、穂坂町三ツ沢、清哲町青木、神山町武田、大草町下条中割、大草町下条西割及びひ下条南割の一部

七 南アルプス市に係る規制地域

A 区域	飯野、百々、上八田、下今諏訪、飯野新田、寺部、桃園、あやめが丘、上今井、十五所、沢登、川上及び清水の全部並びに六科、野牛島、上高砂、下高砂、徳永、榎原、在家塚、西野、上今諏訪、曲輪田新田、築山、有野、塩の前、駒場、下今井、鏡中條、十日市場、浅原、加賀美、藤田、小笠原、下宮地、山寺、平岡、上宮地、曲輪田、上野、中野、上市之瀬、下市之瀬、吉田、落合、秋山、湯沢、塚原、江原、鮎沢、古市場、荊沢、大師、戸田、田島、西南湖、和泉及びひ東南湖の一部
B 区域	六科、野牛島、上高砂、下高砂、榎原、在家塚、西野、有野、駒場、加賀美、藤田、小笠原、下宮地、曲輪田、下市之瀬、吉田、古市場、荊沢、大師、戸田及びひ東南湖の一部
C 区域	小笠原、曲輪田、下市之瀬、吉田、湯沢、荊沢、宮沢及び戸田の一部

八 北杜市に係る規制地域

A 区域	須玉町藤田、高根町蔵原、高根町小池、高根町上黒沢、高根町村山東割、高根町箕輪新町、高根町村山西割及び長坂町長坂下条の全部並びに明野町三之蔵、明野町小笠原、明野町上手、明野町浅尾、明野町浅尾新田、明野町上神取、須玉町六平、須玉町若神子、須玉町大蔵、須玉町大豆生田、須玉町小倉、須玉町東向、高根町下黒沢、高根町箕輪、高根町五町田、高根町村山北割、高根町堤、高根町東井出、高根町長沢、高根町浅川、高根町清里、長坂町小荒間、長坂
区域の区分	規 制 地 域

B 区域	町白井沢、長坂町大八田、長坂町夏秋、長坂町長坂上条、長坂町沢、長坂町中丸、長坂町日野、大泉町西井出、大泉町谷戸、白州町大武川、白州町白須、白州町横手、白州町大坊、武川町黒澤、武川町新興、武川町柳沢、武川町牧原、武川町三吹、武川町山高及び武川町宮脇の一部
C 区域	白州町下教来石、白州町鳥原、白州町白須及び白州町台ヶ原の一部

九 甲斐市に係る規制地域

A 区域	竜地の全部並びに竜王、篠原、万才、富竹新田、竜王新町、名取、西八幡、玉川、牛匂、境、島上条、天狗沢、大久保、中下条、大下条、長塚、龜沢、吉沢、菖蒲沢、団子新居、大袋、下今井、岩森、志田及び宇津谷の一部
B 区域	竜王、篠原、万才、富竹新田、竜王新町、名取、西八幡、玉川、島上条、中下条、大下条、長塚、下今井、岩森及び志田の一部
C 区域	西八幡、玉川及び下今井の一部

十 笛吹市に係る規制地域

A 区域	石和町井戸、石和町今井、石和町上平井、石和町唐柏、石和町小石和、石和町河内、石和町砂原、石和町下平井、石和町中川、石和町東油川、石和町東高橋、御坂町八千蔵及び境川町小山の全部並びに石和町市部、石和町川中島、石和町窪中島、石和町八田、石和町広瀬、石和町松本、石和町山崎、石和町四日市場、御坂町井之上、御坂町大野寺、御坂町尾山、御坂町金川原、御坂町上黒駒、御坂町国衛、御坂町下黒駒、御坂町下野原、御坂町蕎麦塚、御坂町竹居、御坂町夏目原、御坂町成田、御坂町二之宮、八代町大間田、八代町南、八代町北、八代町高家、八代町竹居、八代町永井、八代
区域の区分	規 制 地 域

B 区域	町奈良原、八代町増利、八代町南、八代町米倉、境川町石橋、境川町大窪、境川町大黒坂、境川町大坪、境川町小黒坂、境川町寺尾、境川町藤袋、境川町前間田、境川町三柵、春日居町加茂、春日居町熊野堂、春日居町桑戸、春日居町国府、春日居町小松、春日居町鎮目、春日居町下岩下、春日居町寺本、春日居町徳条及び春日居町別田の一部
C 区域	御坂町栗台、一宮町新巻、一宮町石、一宮町市之蔵、一宮町一ノ宮、一宮町金沢、一宮町金田、一宮町上矢作、一宮町神沢、一宮町北野呂、一宮町北都塚、一宮町狐新居、一宮町国分、一宮町小城、一宮町塩田、一宮町下矢作、一宮町地蔵堂、一宮町末木、一宮町千米寺、一宮町竹原田、一宮町田中、一宮町土塚、一宮町坪井、一宮町中尾、一宮町橋立、一宮町東新居、一宮町東原、一宮町南野呂、一宮町本都塚の全部並びに石和町市部、石和町川中島、石和町窪中島、石和町八田、石和町広瀬、石和町松本、石和町山崎、石和町四日市場、御坂町井之上、御坂町大野寺、御坂町金川原、御坂町国衛、御坂町下黒駒、御坂町下野原、御坂町蕎麦塚、御坂町夏目原、御坂町成田、御坂町二之宮、八代町大間田、八代町北、八代町永井、八代町増利、八代町南、八代町米倉、境川町大坪、境川町藤袋、境川町坊ヶ峯、境川町前間田、境川町三柵、春日居町熊野堂、春日居町下岩下及び春日居町別田の一部

十一 牧丘町に係る規制地域

区域の区分	規 制 地 域
A 区域	窪平、倉科及び城古寺の一部
C 区域	倉科の一部

十二 三富村に係る規制地域

区域の区分	規 制 地 域
A 区域	川浦、上釜口、下釜口、徳和、下荻原及び上柚木の一部

十三 勝沼町に係る規制地域

A 区域	上野及び大塚の一部
------	-----------

十四 大和村に係る規制地域

区域の区分	規 制 地 域
A 区域	勝沼、休息及び小佐手の一部
B 区域	勝沼、等々力、上岩崎、下岩崎、藤井、休息、小佐手、山、綿塚、菱山及び中原の一部

十五 中道町に係る規制地域

区域の区分	規 制 地 域
A 区域	田野、初鹿野、日影及び鶴瀬の一部

十六 豊富村に係る規制地域

区域の区分	規 制 地 域
A 区域	心経寺、右左口、中畑及び下向山の全部並びに上曾根、白井、上向山及び下曾根の一部
B 区域	上曾根、白井、上向山及び下曾根の一部
C 区域	下曾根の一部

十七 三珠町に係る規制地域

区域の区分	規 制 地 域
A 区域	木原、関原、大鳥居及び浅利の全部並びに高部の一部
B 区域	高部の一部
C 区域	高部の一部

十七 三珠町に係る規制地域

区域の区分	規 制 地 域
A 区域	上野及び大塚の一部

B 区域	大塚の一部
C 区域	上野及び大塚の一部

十八 市川大門町に係る規制地域

区域の区分	規 制 地 域
A 区域	市川、印沢、高田、下大鳥居及び黒沢の一部
B 区域	市川、印沢、高田及び黒沢の一部
C 区域	市川、印沢、高田及び黒沢の一部

十九 六郷町に係る規制地域

区域の区分	規 制 地 域
A 区域	岩間、落居、楠甫、宮原、葛籠沢及び鴨狩津向の一部
B 区域	岩間の一部

二十 増穂町に係る規制地域

区域の区分	規 制 地 域
A 区域	大櫛の全部並びに最勝寺、天神中条、大久保、春米、小林、長沢及び青柳町の一部
B 区域	最勝寺、天神中条、長沢及び青柳町の一部
C 区域	小林の一部

二十一 鯉沢町に係る規制地域

区域の区分	規 制 地 域
A 区域	駅前通一丁目の全部並びに鯉沢、鹿島、箱原、鳥屋、柳川、十谷及び駅前通二丁目の一部

B 区域	鯉沢の一部
------	-------

二十二 身延町に係る規制地域

区域の区分	規 制 地 域
A 区域	芝草、水船、道、切房木、樋田、車田、市之瀬、常葉、清沢、上之平及び波高島の全部並びに梅平、身延、大城、丸滝、角打、粟倉、波木井、大野、小田船原、門野、相又、帯金、和田、大島、古関、大磯小磯、三沢、北川及び下部、西島、手打沢、切石、寺沢、下田原、八日市場、伊沼、飯富及び宮木の一部
B 区域	梅平、身延、丸滝、角打及び下山の一部
C 区域	下山の一部

二十三 南部町に係る規制地域

区域の区分	規 制 地 域
A 区域	成島、中野、本郷、塩沢、大和、南部、内船、楮根、富士及び万沢の一部
B 区域	南部の一部
C 区域	富士及び万沢の一部

二十四 玉穂町に係る規制地域

区域の区分	規 制 地 域
A 区域	若宮、西新居及び新城の全部並びに下河東、中楯、成島、上三条、下三条及び一町畑の一部
B 区域	町之田、乙黒及び極楽寺の全部並びに井之口、上三条、成島、下三条、上河東及び一町畑の一部
C 区域	中楯の一部

二十五 昭和町に係る規制地域

三十 忍野村に係る規制地域

区域の区分	規制地域
A 区域	西条、清水新居、西条新田、押越、河東中島、紙漉阿原、河西及び上河東の一部
B 区域	飯喰の全部並びに西条、清水新居、西条新田、押越、河東中島、紙漉阿原、築地新居、河西及び上河東の一部
C 区域	築地新田の全部並びに西条、押越、紙漉阿原及び築地新居の一部

二十六 田富町に係る規制地域

区域の区分	規制地域
A 区域	山ノ神、布施、白井阿原、東花輪及び西花輪の一部
B 区域	大田和、馬籠、今福及び今福新田の全部並びに山ノ神、布施、白井阿原、東花輪及び西花輪の一部

二十七 小淵沢に係る規制地域

区域の区分	規制地域
A 区域	小淵沢町、上笹尾及び下笹尾の一部

二十八 道志村に係る規制地域

区域の区分	規制地域
A 区域	月夜野、大野、久保、大室指、椿、小善地、大栗、馬場、竹之本、東和出村、西和出村、谷相、川原畑、大指、釜之前、東神地、中神地、下中山、上中山、下善之木、上善之木、川村、板橋、下白井平、上白井平及び長又の一部

二十九 西桂町に係る規制地域

区域の区分	規制地域
B 区域	小沼の全部並びに倉見及び下暮地の一部

三十一 山中湖村に係る規制地域

区域の区分	規制地域
A 区域	山中及び平野の一部

三十二 富士河口湖町に係る規制地域

区域の区分	規制地域
A 区域	西湖西の全部並びに船津、小立、浅川、河口、大石、勝山、長浜、西湖、西湖南及び大嵐の一部
B 区域	船津及び大嵐の一部

三十三 鳴沢村に係る規制地域

区域の区分	規制地域
A 区域	鳴沢の一部

三十四 上野原町に係る規制地域

区域の区分	規制地域
A 区域	新田の全部並びに大目、大野、桑久保、野田尻、八ツ沢、松留、四方津、大柵、大曾根、鶴川、鶴島、上野原及びコモアしおつの一部
B 区域	桑久保、野田尻、上野原、鶴川、大野及びコモアしおつの一部



C区域 上野原の一部

備考

第二条に掲げるA区域からC区域までの区域の区分は、別添図面中において、A区域は緑色、B区域は黄色、C区域は赤色としてそれぞれ色分けした区域によるものとする。  
（「別添図面」は、省略し、その図面を山梨県森林環境部大気水質保全課 当該地域を所管する地域振興局及び当該市町村役場において公衆の縦覧に供する。）

山梨県告示第四百九十七号

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準（昭和五十二年山梨県告示第六十六号）の一部を次のように改正し、平成十六年十一月一日から施行する。  
平成十六年十月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一中「南アルプス市」の下に「、北杜市」を加え、「、明野村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村」及び「、白州町、武川村」を削る。

別添図面中明野村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村、白州町及び武川村に係る部分を次の図のように改める。

（「次の図」は省略し、その図面を山梨県森林環境部大気水質保全課及び当該地域を所轄する各地域振興局において公衆の縦覧に供する。）

山梨県告示第四百九十八号

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準（昭和五十四年山梨県告示第百号）の一部を次のように改正し、平成十六年十一月一日から施行する。  
平成十六年十月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一中「南アルプス市」の下に「、北杜市」を加え、「、明野村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村」及び「、白州町、武川村」を削る。

別添図面中明野村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村、白州町及び武川村に係る部分を次の図のように改める。

（「次の図」は省略し、その図面を山梨県森林環境部大気水質保全課及び当該地域を所轄する各地域振興局において公衆の縦覧に供する。）

山梨県告示第四百九十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条の規定により、次のとおり鳥獣保護区を指定した。  
平成十六年十月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一（一） 鳥獣保護区の名称

白鳳鳥獣保護区

（二） 鳥獣保護区の区域

南アルプス市芦安芦倉地内の北沢峠を起点とし、同所から県営南アルプス林道を南進し仙水峠登山道との接点に至り、同所から同登山道を北東に進み北沢長衛小屋及び仙水小屋を経て北巨摩郡白州町と同郡武川村の境界線との接点（仙水峠）に至り、同所から同境界線を大武川に沿って東及び北東に進み一ノ沢との接点に至り、同所から同沢を南東に進み三角点（標高千八百九十七・七メートル）に至り、同所から尾根を南東に進み石空川北沢と同南沢との合流点に至り、同所から尾根を南東に進み燕頭山三角点（標高二千四百・五メートル）及び大崩壊地（燕岩）西縁を経て同大崩壊地を源とする沢との接点に至り、同所から同沢を南東に進み鳳凰山登山道との交点に至り、同所から同登山道を北東に進み青木鉱泉にて千頭星山登山道との接点に至り、同所から同登山道を南東及び南に進み御所山三角点（標高千八百九十二・四メートル）を経て葎崎市と南アルプス市の境界線との接点に至り、同所から同境界線を尾根に沿って南及び西に進み千頭星山三角点（標高二千三百三十八・五メートル）を経て金山沢との接点（大ナジカ峠）に至り、同所から同沢を南進し大崖頭山に源を発する沢との合流点に至り、同所から同沢を南西に進み大崖頭山と同山三角点（標高二千八百八十六・一メートル）間の最低鞍部に至り、同所から尾根を南進し夜叉神峠、高谷山三角点（標高千八百四十二・一メートル）、三角点（標高千七百四十四・八メートル）を経て南アルプス市と南巨摩郡早川町の境界線との接点に至り、同所から同境界線を尾根に沿って南西に進みドノコヤ沢を経て早川との接点に至り、同所から同川を南進し広河内（早川支流）との合流点に至り、同所から同支流を北西に進み県道南アルプス公園線との交点（広河内橋）に至り、同所から尾根を南西に進み森山三角点（標高千四百六十七・四メートル）にて同山に源を発する沢との接点に至り、同所から同沢を南西に進み白河内（早川支流）との合流点に至り、同所から尾根を南及び西に進み山梨県と静岡県の境界線との接点（笹山三角点（標高二千七百十七・六メートル））に至り、同所から同境界線を尾根に沿って北進し大籠岳、広河内岳、農鳥岳、西農鳥岳及び間ノ岳を経て山梨県と長野県の境界線との接点（三峰岳）に至り、同所から同境界線を尾根に沿って北西及び北

東に進み横川岳、伊那荒倉岳、仙丈ヶ岳を経て起点に至る一団地

(三) 鳥獣保護区の存続期間

平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで

(四) 鳥獣保護区の面積

二万四百五十ヘクタール

(五) 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 鳥獣保護区の指定区分

大規模生息地の保護区

2 鳥獣保護区の指定目的

当該地区を含めた南アルプス地域は、南アルプスの主峰である北岳（標高三千九百九十二メートル）を含む白根三山（北岳、間ノ岳（標高三千八百八十九メートル）、農鳥岳（標高三千二百六十六メートル）、仙丈ヶ岳（標高三千三十三メートル）及び鳳凰三山（薬師岳（標高二千七百八十四メートル）、観音岳（標高二千八百四十メートル）、地藏ヶ岳（標高二千七百六十四メートル））を中心とした高山帯の地域であり、中心部には野呂川が流れ地形は急峻で谷が深い。

当該地域の植生は、標高三千メートルを越える山頂上付近には北岳のキタダケソウをはじめとした貴重な高山植物やハイマツが分布し、その下部にはウラジロナナカマド、ダケカンバ等の広葉樹林やコメツガ、シラビソ、オオシラビソ等の針葉樹林が発達し、さらにその下部にはブナ・ミズナラ林が分布しており高山帯から亜高山帯の植生を示す林相の変化に富んだ地域である。

また、当該地域では、獣類では、大型哺乳類のツキノワグマ、ニホンカモシカ及びニホンジカをはじめ、中型哺乳類のキツネ、タヌキ、ニホンザル等、また、小型哺乳類では高山性のオコシヨのほか希少なニイガタヤチネズミ、ヒメヒミズ及びトガリネズミが確認され、鳥類では、特別天然記念物に指定されているライチョウをはじめ、希少なイヌワシ、クマタカ等の猛禽類のほか、イワヒバリ、メボソムシクイ、コマドリ、ビンズイ等の高山・亜高山性の種からシジュウカラ、メジロ、ホオジロ等の低山帯の種まで多種多様な鳥獣が生息している。特にライチョウは、南アルプスの中でも最も個体数が多い地域であり、生息・生育する動植物はライチョウ、キタダケソウ等の遺存種をはじめ、キタダケキンポウゲ等の希少な固有種が多く国内でも有数の自然環境を有する地域である。

以上の地域を鳥獣保護区に指定することで豊かな森林資源に生息する多様な鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

3 鳥獣保護区の管理方針

(1) 定期的に巡視を実施するなどにより、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の

環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(2) 鳥獣保護区の指定の意義について、普及啓発に努める。

鳥獣保護区の名称

大菩薩鳥獣保護区

鳥獣保護区の区域

二(一) 環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

二(二) 鳥獣保護区の名称

大菩薩鳥獣保護区

鳥獣保護区の区域

(一) 環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。

(二) 鳥獣保護区の名称

大菩薩鳥獣保護区

鳥獣保護区の区域

塩山市裂石地内の県道塩山停車場大菩薩嶺線みそぎ沢橋北詰を起点とし、同所から同県道を北及び東に進み歩道との接点に至り、同所から同歩道を北東に進み塩山市と北都留郡丹波山村の境界線との接点に至り、同所から同境界線を南東に進み大菩薩嶺三角点（標高二千五百六十六メートル）を経て塩山市、北都留郡小菅村及び北都留郡丹波山村の境界線との接点に至り、同所から同市と同郡小菅村の境界線を南東に進み塩山市、大月市及び北都留郡小菅村の境界線との接点に至り、同所から塩山市と大月市の境界線を南進し小金沢山三角点（標高二千四百四十四メートル）を経て県有林第九十二林班と第九十三林班の境界線との接点に至り、同所から同境界線を西進し歩道との接点に至り、同所から同歩道を北西に進み県営日川林道との接点に至り、同所から同林道を北西に進み県道大菩薩初鹿野線との接点に至り、同所から同県道を南東及び東に進み上日川ダム堰堤との接点に至り、同所から同ダム左岸を北進し歩道との接点に至り、同所から同歩道を西及び南に進み県営砥山林道との接点に至り、同所から同林道を南及び西に進み県営萩原山線との接点に至り、同所から同保安林管理道を北進し歩道との接点に至り、同所から同歩道を西進し県道塩山停車場大菩薩嶺線との接点に至り、同所から同県道を西及び北に進みみそぎ沢橋南詰に至り、同所から同橋を北進し起点に至る一団地

(三) 鳥獣保護区の存続期間

平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで

(四) 鳥獣保護区的面積

千三百七十五ヘクタール

(五) 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

2 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、大菩薩峠（標高千八百九十七メートル）を中心とした亜高山帯の地域であり、植生は尾根沿いにヤナギラン、オオバギボウシ、ミヤコザサ等が優先する草原となっており、その周辺にはダケカンバ、ジゾウカンバ等の広葉樹を混生したシラバ及びコメツガ林が広がり、さらにその下部にはカラマツ植林が多いが自然林であるミズナラ及びブナの広葉樹林も残されている。



また、当該地域では、獣類では、大型哺乳類のツキノワグマ、ニホンカモシカ及びニホンジカをはじめ、中型哺乳類のキツネ、テン等、また、小型哺乳類ではニイガタヤチネズミ、ヒメヒミズ等が確認され、鳥類では、メボソムシクイ、コルリ等の亜高山帯の種からシジュウカラ、ホオジロ、ウグイス等の低山帯の種まで多様な鳥獣が生息している。

以上の地域を鳥獣保護区に指定することで豊かな森林資源に生息する鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

### 3 鳥獣保護区の管理方針

- (1) 定期的に巡視を実施するなどにより、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- (2) 鳥獣保護区の指定の意義について、普及啓発に努める。

## 三 (一) 鳥獣保護区の名称

### 小金沢鳥獣保護区

## (二) 鳥獣保護区の区域

大月市七保町長峰地内の同市、塩山市及び北都留郡小菅村の境界線の接点(石丸峠)を起点とし、同所から大月市と同村の境界線を東進し玉蝶山、カヤノオヤマを経て牛ノ寝山(標高千三百六十五メートル)に至り、同所から曲尾沢の始点に向かって南に直進し同沢との接点に至り、同所から同沢を南進し菅柄沢との接点(土室川との合流点)に至り、同所から同沢を南西に進み白草ノ頭(標高千三百二十六・三メートル)に至り、同所から葛野川と三ノ沢との接点に向かって南に直進し同沢との接点に至り、同所から同沢を南西に進み大樺ノ頭(標高千七百七十六・七メートル)に至り、同所から尾根を南西、南及び西に進み雁ヶ腹摺山を経て黒岳登山道との接点(大峠)に至り、同所から同登山道を西進し大月市と塩山市の境界線との接点(黒岳(標高千九百八十七・五メートル))に至り、同所から同境界線を北進し川胡桃沢ノ頭、牛奥ノ雁ヶ腹摺山、小金沢山を経て起点に至る一団地

## (三) 鳥獣保護区の存続期間

平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで

## (四) 鳥獣保護区の面積

千四百八十八ヘクタール

## (五) 鳥獣保護区の保護に関する指針

### 1 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

### 2 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、小金沢山(二千十四メートル)、牛奥ノ雁腹摺山(千九百八十五メートル)の東斜面に位置する標高二千メートルから八百メートルの山岳地帯であり、中心に葛野川が流れる。小金沢山稜線部には、コメツガ、シラベを主体とした針葉樹林が発達し、周辺部にはダケカンバ、ナナカマド等の落葉広葉樹が混成する。牛奥ノ雁腹摺山頂上付近はトウヒ、シラベ等の疎林だが、頂上付近まで所々カラマツが植林されている。また、西側低山帯に向かってカラマツ、スギ、ヒノキ等の植林がされ、沢沿いなどを中心にミズナラ、ヤマボウシ等の広葉樹の自然林も発達している。

また、当該地域では、獣類では、ニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシ、キツネ等の大型及び中型の哺乳類が多く生息し、鳥類では、オオルリ、コマドリ等の亜高山帯の種からシジュウカラ、ホオジロ等の低山帯の種が確認され、また、中心を流れる葛野川にはカワガラス等の渓流を好む種が確認される等多様な鳥獣が生息している。

以上の地域を鳥獣保護区に指定することで豊かな森林資源に生息する鳥獣の生息環境の保全を図るものとする。

### 3 鳥獣保護区の管理方針

- (1) 鳥獣の生息及び繁殖のために必要な巣箱、給水、給餌等の施設の設置に努める。
- (2) 定期的に巡視を実施するなどにより、鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- (3) 鳥獣保護区の指定の意義について、普及啓発に努める。

## 四 (一) 鳥獣保護区の名称

### 岩殿山鳥獣保護区

## (二) 鳥獣保護区の区域

大月市賑岡町岩殿地内の国道百三十九号と桂川の交点(高月橋)を起点とし、同所から桂川右岸を西進し法輪寺と築坂峠を直線で結んだ延長線との交点に至り、同所から同線を北進し下川沢との接点(築坂峠)に至り、同所から同沢を北及び東に進み国道百三十九号との接点に至り、同所から同国道を南東及び南西に進み起点に至る一団地

## (三) 鳥獣保護区の存続期間

平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで

## (四) 鳥獣保護区の面積

八十五ヘクタール

(五) 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 鳥獣保護区の指定区分

2 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、郡内領主小山田氏の城址として知られる岩殿山一帯の地域であり、その中心には円礫岩からなる鏡岩がそびえており、南方には桂川が流れる。植生は、コナラ、ダンコウバイ、ヌルデ等の落葉広葉樹が主体であるが、山麓にはシラカシ、アラカシ等暖帯性の常緑広葉樹の自然林も分布している。

また、当該地域では、市街地に近いことから、獣類では、キツネ、イタチ等の中型哺乳類が生息し、鳥類では、シジュウカラ、メジロ、ヒヨドリ等の里山の種が多く確認され、頂上付近まで公園として整備されていることから自然とのふれあいの場として多くの人々に親しまれている。

以上の地域を鳥獣保護区に指定することで鳥獣の保護を図るとともに、野鳥を誘致し、野鳥と身近にふれ合える環境の整備を図るとともに愛鳥思想の普及啓発を図るものである。

3 鳥獣保護区の管理方針

(1) 鳥獣の生息及び繁殖のために必要な巣箱、給水、給餌等の施設の設置に努める。

(2) 鳥獣保護区の指定の意義について、普及啓発に努める。

(五) 鳥獣保護区の名称

芦安鳥獣保護区

鳥獣保護区の区域

県有林第四十七 二林班1小班、第四十八林班1い、い、い、い、い、及びい6小班

(三) 鳥獣保護区の存続期間

平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで

(四) 鳥獣保護区の面積

七・五ヘクタール

(五) 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 鳥獣保護区の指定区分

2 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、御勅使川の南側に位置する丘陵地帯で、スギ、ヒノキ等の植林が多いが、ミズナラ、コナラ、イロハカエデ等の落葉広葉樹の自然林も発達している。

また、当該地域では、獣類では、ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザル、キツネ等の大型及び中型の哺乳類が生息し、鳥類では、シジュウカラ、ホオジロ、ウグイス等の低山帯の種が生息し、また、オオタカ、ノスリ等の猛禽類も確認され里山を好む鳥獣が数多く生息している。

南アルプス市立芦安小学校及び同中学校では、このような地域を学校林として指定し、巣箱掛け、自然観察会等を通じ自然環境教育の場として活用している。

以上の地域を鳥獣保護区に指定することで鳥獣の保護を図るとともに、野鳥を誘致し、野鳥と身近にふれ合える環境の整備を図るとともに愛鳥思想の普及啓発を図るものである。

3 鳥獣保護区の管理方針

(1) 同小学校及び同中学校が行う自然環境教育等の活動を支援する。

(2) 鳥獣保護区の指定の意義について、普及啓発に努める。

(六) 鳥獣保護区の名称

笹ヶ岳鳥獣保護区

鳥獣保護区の区域

県有林第三十八林班1は、2は、3は、4は、5は、6は、7は、8は、1に、2に及び3に小班、第三十九林班1い、い、い、い、2ろ、3ろ、4ろ、5ろ、6ろ、7ろ、8ろ、1に、2に、3に、1ほ、2ほ、1イ、口及び2ハ小班、第四十二林班1は、2は、3は、4は、5は、6は、7は及び1イ小班、第四十三林班並びに第四十四林班1ろ、2ろ、3ろ、4ろ、5ろ、6ろ、7ろ、8ろ、及び1ハ小班

(三) 鳥獣保護区の存続期間

平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで

(四) 鳥獣保護区の面積

六百十五・一ヘクタール

(五) 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 鳥獣保護区の指定区分

2 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、南アルプスの南部に位置し、高峰の笹ヶ岳（標高二千六百二十九メートル）を中心とする山岳地域で、地形は急峻で谷が深く南アルプス地域でも秘境の地である。

当該地域の植生は、笹ヶ岳山頂付近には国内の南限に近いハイマツ林が分布し、標高二千メートルから二千五百メートル付近にはコマツガ、シラビソ、オオシラビソ、トウヒ等の亜高山帯の針葉樹林が発達し、標高千四百メートルの山腹部分にはミズナラ、イタヤカエデ、クマシデ、ヒメシャラ等の広葉樹林が発達して

おり、貴重な原生林が保存されている。

また、当該地域では、獣類では、大型哺乳類のツキノワグマ、ニホンカモシカ及びニホンジカをはじめ、中型哺乳類のキツネ、テン等、また、小型哺乳類ではアカネズミのほか希少なヒミズ、トガリネズミ等が確認され、鳥類では、イワヒバリ、ホシガラス、ルリビタキ、メボソムシクイ等の高山・亜高山帯を好む森林性の鳥類を中心にクマタカ、オオタカ等の猛禽類も生息する等、豊かな植生に支えられ多種多様な鳥獣が生息している。

以上のことから、県では昭和四十七年に山梨県自然環境保全条例（昭和四十六年山梨県条例第三十八号）に基づき自然保存地区として指定し、良好な自然環境の保全を図ってきた。

さらに、平成十三年度には環境省が提唱する「生物多様性保存のための国土区分ごとの重要地域」に指定されたところである。

現在指定されている自然保存地区をより実効性あるものとし、豊かな森林資源に生息する多様な野生鳥獣を含めた自然生態系全体の保護を図るため、鳥獣保護区として指定するものである。

### 3 鳥獣保護区の管理方針

(1) 鳥獣の生息及び繁殖のために必要な巣箱、給水、給餌等の施設の設置に努める。

(2) 鳥獣保護区域内における捕獲等がされないよう巡視に努める。

(3) 鳥獣保護区の指定の意義について、一般県民に対し普及啓発に努める。

### 山梨県告示第五百号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四条の規定により、次のとおり休猟区を指定した。

平成十六年十月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 休猟区の名称

鶏冠山休猟区

二 休猟区の区域

塩山市裂石地内の国道四百一十一号と県道塩山停車場大菩薩嶺線との接点を起点とし、同所から同国道を北及び北東に進み塩山市と北都留郡丹波山村の境界線との接点に至り、同所から同境界線を南、西及び南東に進み歩道との接点に至り、同所から同歩道を南西に進み県道塩山停車場大菩薩嶺線との接点に至り、同所から同県道を西進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成十六年十一月一日から平成十八年十月三十一日まで

4 面積

二千百四十ヘクタール

二 休猟区の名称

天目山休猟区

2 休猟区の区域

東山梨郡大和村木賊地内の県道大菩薩初鹿野線と県営大蔵沢大鹿林道との接点を起点とし、同所から同県道を北進しタキ沢との接点に至り、同所から同沢を東進し塩山市と大月市の境界線との接点に至り、同所から同境界線を南進し黒岳三角点（千九百八十七メートル）を経て塩山市、東山梨郡大和村及び大月市の境界線との接点に至り、同所から同郡大和村と大月市の境界線を南西に進み湯ノ沢峠、大蔵高丸を経て登山道との接点に至り、同所から同登山道を北西及び南西に進み県営大蔵沢大鹿林道との接点に至り、同所から同登山道を北西及び南西に進み県営大蔵沢大鹿林道との接点に至り、同所から同林道を南西及び北西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十六年十一月一日から平成十八年十月三十一日まで

4 面積

千八百三十ヘクタール

三 休猟区の名称

小檜山休猟区

2 休猟区の区域

東山梨郡牧丘町倉科地内の県道塩平窪平線と井戸川との交点を起点とし、同所から同県道を西及び北西に進み県営川上・牧丘林道との接点に至り、同所から同林道を北東に進み焼山峠にて山道との接点に至り、同所から同山道を南東に進み小檜山三角点（標高千七百七十二メートル）を経て作業道との接点に至り、同所から同作業道を南東及び北西に進み井戸川との交点に至り、同所から同川を南東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十六年十一月一日から平成十八年十月三十一日まで

4 面積

千八百四十ヘクタール

四 休猟区の名称

芦川休猟区

2 休猟区の区域



東八代郡芦川村と西八代郡上九一色村の境界線と県道八代芦川三珠線との交点を起点とし、同所から同境界線を北西に進み笛吹市、東八代郡芦川村及び西八代郡上九一色村の境界線との接点に至り、同所から同市と東八代郡芦川村の境界線を北東及び東に進み県営無人沢上芦川林道との交点に至り、同所から同林道を南及び西に進み県道八代芦川三珠線との接点に至り、同所から同県道を南東、西及び南西に進み起点に至る一団地

- 3 存続期間  
平成十六年十一月一日から平成十八年十月三十一日まで
- 4 面積  
千四百三ヘクタール

- 五 1 休猟区の名称  
曙・原休猟区

2 休猟区の区域  
南巨摩郡身延町八日市場地内の町道八日市場市街三号線と町道八日市場・曙線との接点を起点とし、同所から町道八日市場市街三号線を南西に進み国道五十二号との接点に至り、同所から同国道を南西に進み上天沢川との交点に至り、同所から同川を北西に進み登山道との接点(天神宮)に至り、同所から同登山道を西進し力

ジャ沢川との接点に至り、同所から同川を南及び南東に進み国道五十二号との交点に至り、同所から同国道を南進し県道粟倉・飯富線との接点に至り、同所から同県道を南及び西に進み県道遅沢・静川線との接点(早川橋北詰)に至り、同所から同県道を北西及び北に進み曙川との接点(遅沢バス停)に至り、同所から同川を北進し宝珠院川との接点に至り、同所から同川を北進し県道遅沢・静川線との接点(大陸橋)に至り、同所から同県道を北進し登山道との接点(間遠隧道南詰)に至り、同所から同登山道を東進し町道八日市場・曙線との接点に至り、同所から同町道を東進し起点に至る一団地

- 3 存続期間  
平成十六年十一月一日から平成十八年十月三十一日まで
- 4 面積  
四百七十五ヘクタール

- 六 1 休猟区の名称  
相又休猟区

2 休猟区の区域  
南巨摩郡身延町大城地内の県営林道豊岡梅ヶ島線と山梨県と静岡県の境界線との

交点(安倍峠)を起点とし、同所から同林道を北東及び東に進み県道大城小田船原

線との接点に至り、同所から同県道を北東に進み町道針山線との接点に至り、同所から同町道を東進し国道五十二号との接点に至り、同所から同国道を南進し相又川との交点(坂本橋)に至り、同所から同川を南西及び西に進み山梨県と静岡県の境界線との接点(標高千六百一メートル)に至り、同所から同境界線を北西に進み起点に至る一団地

- 3 存続期間  
平成十六年十一月一日から平成十八年十月三十一日まで
- 4 面積  
千六百六十九ヘクタール

- 七 1 休猟区の名称  
増穂休猟区

2 休猟区の区域  
南巨摩郡増穂町平林地内の県営林道丸山線と同郡増穂町と同郡早川町の境界線との接点(北湯川橋)を起点とし、同所から同林道を南、北東及び南西に進み戸川との接点に至り、同所から同川を東進し県営林道赤石高下線との交点(赤石橋)に至り、同所から同林道を南東及び東に進み町道泊平・矢川一号線との接点に至り、同所から同町道を南西に進み町営林道箱平線との接点に至り、同所から同林道を南

西に進み町営林道立石清水線との接点に至り、同所から同林道を南進し南巨摩郡増穂町と同郡鵜沢町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西及び西に進み同郡増穂町、同郡鵜沢町及び同郡早川町の境界線との接点に至り、同所から同郡増穂町と同郡早川町の境界線を西及び北に進み起点に至る一団地

- 3 存続期間  
平成十六年十一月一日から平成十八年十月三十一日まで
- 4 面積  
千六百八十一ヘクタール

- 八 1 休猟区の名称  
大黒休猟区

2 休猟区の区域  
県有林第四十二林班、第四十三林班、第四十四林班、第四十五林班、第四十六林班、第四十九林班、第五十林班、第五十一林班、第五十二林班、第五十三林班、第五十四林班、第五十五林班、第五十六林班、第五十七林班、第五十八林班、第五十九林班及び第六十三林班

- 3 存続期間  
平成十六年十一月一日から平成十八年十月三十一日まで

4 面積

三千六百三十三ヘクタール

九 1 休猟区の名称

鳳来休猟区

2 休猟区の区域

北巨摩郡白州町大武川地内の町道大武川塩沢線と町営釜無山林道との接点を起点とし、同所から同林道を西及び南に進み県営釜無山林道との接点に至り、同所から同林道を南西に進み県営内山林道との接点に至り、同所から同林道を南東に進み県営雨乞尾白川林道との接点に至り、同所から同林道を南東に進み町営雨乞尾白川林道との接点に至り、同所から同林道を南東及び南西に進み神宮川との交点に至り、同所から同川を南西に進み同川の始点に至り、同所から大岩山に至る登山道に向かつて南西に直進し同登山道との接点（県有林第四十八林班、第五十一林班及び第六十五林班の境界線との接点）に至り、同所から第五十一林班、第五十二林班及び第六十五林班の境界線との接点に至り、同所から第五十二林班と第六十五林班の境界線を北進し第五十二林班、第六十四林班及び第六十五林班の境界線との接点に至り、同所から第五十二林班と第六十四林班の境界線を北東に進み雨乞岳に至る登山道との接点（第五十二林班、第五十三林班及び第六十四林班の境界線との接点）に至り、同所から同登山道を北西に進み雨乞岳三角点（標高二千三十六・八メートル）に至り、同所から空堀沢の始点に向かつて北西に直進し同沢との接点に至り、同所から同沢を北西に進み山梨県と長野県の境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東及び南東に進み町道大武川塩沢線との接点に至り、同所から同町道を西進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成十六年十一月一日から平成十八年十月三十一日まで

4 面積

三千三十ヘクタール

十 1 休猟区の名称

滝子山休猟区

2 休猟区の区域

大月市大月町真木地内の国道二十号と県道桑西下真木線との接点（真木入口）を起点とし、同所から同国道を西進し県道日影笹子線との接点に至り、同所から同国道を北西に進み、同市と東山梨郡大和村の境界線との接点に至り、同所から同境界線を北東に進み大鹿峠、大谷ヶ丸（標高千六百四十三・八メートル）を経てエデ沢との接点（背負峠）に至り、同所から同沢を東進し小ゴ沢との接点に至り、同所か

ら同沢を東進し県営真木小金沢林道との交点に至り、同所から同林道を南東に進み県道桑西下真木線との接点に至り、同所から同県道を南東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十六年十一月一日から平成十八年十月三十一日まで

4 面積

三千六百三十四ヘクタール

十一 1 休猟区 of 名称

上野原休猟区

2 休猟区の区域

北都留郡上野原町上野原地内の国道二十号と県道大月上野原線との接点（鶴川入口）を起点とし、同所から同県道を北及び北西に進み町道八米鏡渡線との接点に至り、同所から同町道を北進し県道上野原あきる野線との接点に至り、同所から同県道を北西及び北東に進み山梨県と東京都の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み浅間峠、熊倉山を経て山梨県、東京都及び神奈川県との境界線との接点（三國峠）に至り、同所から山梨県と神奈川県との境界線を南西、南東及び南に進み国道二十号との接点に至り、同所から同国道を北西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十六年十一月一日から平成十八年十月三十一日まで

4 面積

千六百ヘクタール

十二 1 休猟区 of 名称

細野鹿留休猟区

2 休猟区の区域

都留市境内の国道百三十九号と市道境宮下線との接点（境橋）を起点とし、同所から同国道を北東に進み県道戸沢谷村線との接点に至り、同所から同県道を南東に進み市道法能宮原線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み県道都留道志線との接点に至り、同所から同県道を南及び南東に進み市営菅野林道との接点に至り、同所から同林道を南進し御正体山登山道との接点に至り、同所から同登山道を南進し同市と南都留郡志村の境界線との接点（御正体山）（標高千六百八十一・六メートル）に至り、同所から同境界線を南進し同市、同村及び同郡山中湖村の境界線との接点に至り、同所から同市と同郡山中湖村の境界線を南西に進み同市、同村及び南都留郡忍野村の境界線との接点（石割山）（標高千四百十三・六メートル）に至り、同所から同市と南都留郡忍野村の境界線を北西に



進み県宮鹿留林道との交点（二十曲峠）に至り、同所から同林道を北東及び北西に進み県道大野夏狩線との接点に至り、同所から同県道を北西に進み市道桂町門原線との接点に至り、同所から同市道を北進し市道古渡宮下線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み市道境宮下線との接点に至り、同所から同市道を北西及び南西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十六年十一月一日から平成十八年十月三十一日まで

4 面積

三千百九十七ヘクタール

十三 1 休猟区

明見休猟区

2 休猟区

富士吉田市下吉田地内の中央自動車道富士吉田線と東京電力天竜南線送電線との交点を起点とし、同所から同自動車道を北東に進み同市と南都留郡西桂町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を尾根沿いに南東及び北東に進み同市、都留市及び同郡西桂町の境界線との接点に至り、同所から富士吉田市と都留市の境界線を南東に進み富士吉田市、都留市及び同郡忍野村の境界線との接点（杓子山（標高千五百九十七・六メートル））に至り、同所から富士吉田市と同村の境界線を南西に進み同送電線との交点に至り、同所から同送電線を北西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十六年十一月一日から平成十八年十月三十一日まで

4 面積

三百五十ヘクタール

十四 1 休猟区

平野休猟区

2 休猟区

南都留郡山中湖村平野地内の国道四百十三号と県道山北山中湖線との接点を起点とし、同所から同県道を北西に進み山中湖村道六十五号線との接点に至り、同所から同村道を北進し石割ハイキングコースとの接点（平尾山山頂（標高千三百二十四メートル））に至り、同所から同ハイキングコースを北東に進み石割山（標高千四百十三メートル）、日向峰（標高千四百四十六メートル）を経て都留市、同郡山中湖村及び同郡道志村の境界線との接点に至り、同所から同郡山中湖村と同郡道志村の境界線を南東に進み国道四百十三号との交点に至り、同所から同国

道を南西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十六年十一月一日から平成十八年十月三十一日まで

4 面積

五百九十五ヘクタール

十五 1 休猟区

精進休猟区

2 休猟区

西八代郡上九一色村精進地内の県道甲府精進湖線と国道三百五十八号との接点を起点とし、同所から同県道を北進し王岳に通じる山道との交点に至り、同所から同山道を東及び北東に進み王岳山頂（標高千六百二十三メートル）に至り、同所から鍵掛峠に通じる山道を東進し南都留郡富士河口湖町根場に通じる山道との接点（鍵掛峠）に至り、同所から同山道を南進し富士河口湖町道波倉線との接点に至り、同所から同町道を南進し同町道根場一号線との接点に至り、同所から同町道を南進し県道河口湖上九一色線との接点に至り、同所から同県道を南西に進み国道百三十九号との接点に至り、同所から同国道を西進し国道三百五十八号との接点に至り、同所から同国道を北西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十六年十一月一日から平成十八年十月三十一日まで

4 面積

九百十ヘクタール

山梨県告示第五百一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条の規定により、次のとおり銃猟禁止区域を指定した。

平成十六年十月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

1 銃猟禁止区域

谷村銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

都留市境内の国道百三十九号と市道宮下倉見線支線二号との接点を起点とし、同所から同国道を北東に進み県道戸沢谷村線との接点に至り、同所から同県道を南東に進み菅野川との交点に至り、同所から同川左岸を南西に進み県道都留道志線との交点に至り、同所から同県道を南進し市道八幡橋大津線との接点に至り、同所か

ら同市道を南進し市道元坂小野線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み市道上小野線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み農道小野林線との接点に至り、同所から同農道を南進し大越（標高八百七十七メートル）に至る尾根との接点に至り、同所から尾根を南西に進み上ノ山（標高七百八十九・一メートル）、雁丸（標高八百六十・七メートル）を経て大越に至り、同所から尾根を北進し中尾（標高七百二十一メートル）を経て東京電力株式会社送電線との交点（山中線第十一号鉄塔）に至り、同所から同線を南西及び北西に進み同線第十五号鉄塔を経て桂川に通ずる山道との交点に至り、同所から同山道を北西に進み市道根田入線との接点に至り、同所から同市道を北進し桂川との交点に至り、同所から同川右岸を南西に進み市道桂町門原線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み農道今橋宮下線との接点に至り、同所から同農道を南西に進み市道古渡宮下線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み市道宮下倉見支線二号との接点に至り、同所から同市道を北西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで

4 面積

五百六十五ヘクタール

二一 銃猟禁止区域の名称

重川サイクリングロード 銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

山梨市一町田中地内の国道四百一十一号と県道山梨市停車場線の接点を起点とし、同所から同国道を南進し日川との交点に至り、同所から同川を西進し笛吹川との接点に至り、同所から同川を北東に進み重川左岸のサイクリングロードから二百メートル北西の地点を結んだ線との交点に至り、同所から同線を北東に進み国道四百一十一号との交点に至り、同所から同国道を南進し重川右岸のサイクリングロードから二百メートル南東の地点を結んだ線との交点に至り、同所から同線を南西に進み県道山梨市停車場線との交点に至り、同所から同県道を南進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで

4 面積

二百六十六・七ヘクタール

三一 銃猟禁止区域の名称

穂坂銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

葦崎市穂坂町上今井地内の市道十八号と笹久保沢との交点を起点とし、同所から同沢を北進し上白久保沢との交点（通称入道）に至り、同所から同沢を北西に進み東光寺裏にて藤沢との交点に至り、同所から同沢を北東に進みカントリークラブグリーンバレーゴルフ場進入路との交点に至り、同所から同進入路を北進し市道十八号との接点に至り、同所から同市道を北東に進みツバクロ沢との交点に至り、同所から同沢を南進し葦崎市と甲斐市の境界線との接点に至り、同所から同境界線を南及び南西に進み土イノリ沢との接点に至り、同所から同沢を西進し市道十八号との交点に至り、同所から同市道を南西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで

4 面積

二百六十二・五ヘクタール

四一 銃猟禁止区域の名称

竜王銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

甲斐市竜王新町地内の甲斐市道新町本線とJR中央本線との交点（第一信州往還踏切）を起点とし、同所から同線路敷上り線側境界を西及び北西に進み同市道両目塚西線との接点に至り、同所から同市道を北及び北東に進み同市道赤坂公園本線との接点に至り、同所から同市道を北東に進み同市道大原赤坂公園線との接点に至り、同所から同市道を北進し同市道新町本線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み農道大原七号線との接点に至り、同所から同農道を南東に進み同市道中央道側道新町西線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み貴川との接点（金の尾橋）に至り、同所から同川を南及び西に進み、同市道新町日石道路線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み同市道新町本線との接点に至り、同所から同市道を南東に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで

4 面積

百四十・二ヘクタール

五一 銃猟禁止区域の名称

秋山銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

南都留郡秋山村栗谷地内の県道四日市場上野原線と村道中野栗谷坂崎線との接点

<p>を起点とし、同所から同県道を東進し村道神野線との接点に至り、同所から同村道を北東に進み農道日懸線との接点に至り、同所から同農道を東進し西久保の山道との接点に至り、同所から同山道を南東に進み向山山頂（標高四百七十六・一メートル）、ナツガシラ山頂（標高五百四十八メートル）を経てクヌギ窪の山頂（標高七百二十四メートル）にてオホタギレに通ずる山道との接点に至り、同所から同山道を南西に進み吉ヶ入の山頂（標高七百二十五メートル）、金波美峠、石小屋の山頂（標高八百三メートル）を経て降谷沢との接点（オホタギレ）に至り、同所から同沢を南西に進み鳥井立の沢との接点に至り、同所から同沢を北西に進み前棚沢の詰にて村営栗谷林道に通ずる山道との接点に至り、同所から同山道を北進し同林道との接点に至り、同所から同林道を南西、北西及び北に進み村道中野栗谷坂崎線との接点に至り、同所から同村道を北東に進み起点に至る一団地</p> <p>3 存続期間 平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで</p> <p>4 面積 二百七十八ヘクタール</p> <p>六1 銃猟禁止区域の名称 鳥沢銃猟禁止区域</p> <p>2 銃猟禁止区域 大月市富浜町地内のシラン沢と市営大久保袴着林道との交点を起点とし、同所から同林道を南東に進み市道大久保線との接点に至り、同所から同市道を南進し市道寺向線との接点に至り、同所から同市道を南西に進み国道二十号との接点に至り、同所から同国道を北西に進みシラン沢との交点に至り、同所から同沢を北東に進み起点に至る一団地</p> <p>3 存続期間 平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで</p> <p>4 面積 六十七ヘクタール</p> <p>七1 銃猟禁止区域の名称 下山銃猟禁止区域</p> <p>2 銃猟禁止区域 南巨摩郡身延町下山地内の県道南アルプス公園線と町道上沢栗倉線の接点を起点とし、同所から同町道を西進し町道八幡林線との接点に至り、同所から同町道を西進し町道下栗倉線との接点に至り、同所から同町道を南進し山道との接点に至り、同所から同山道を北西に進み町道上栗倉線との接点に至り、同所から同町道を西進</p>	<p>し町道栗倉線との接点に至り、同所から同町道を北進し県道南アルプス公園線との接点に至り、同所から同県道を東及び南東に進み起点に至る一団地</p> <p>3 存続期間 平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで</p> <p>4 面積 百三十八ヘクタール</p> <p>八1 銃猟禁止区域の名称 福祉村銃猟禁止区域</p> <p>2 銃猟禁止区域 斐崎市竜岡町地内の国道五十二号と市道旭二十五号の接点を起点とし、同所から同国道を南進し御勅使川との交点（御勅使橋北詰）に至り、同所から御勅使川左岸を西進し社会福祉村鳥獣保護区の境界線との接点に至り、同所から同境界線を北進し市道旭二十五号との接点に至り、同所から同市道を東進し起点に至る一団地</p> <p>3 存続期間 平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで</p> <p>4 面積 五十四・二ヘクタール</p> <p>九1 銃猟禁止区域の名称 御坂町戸倉銃猟禁止区域</p> <p>2 銃猟禁止区域 笛吹市戸倉地内の国道百三十七号と二級町道五十三号線の接点を起点とし、同所から同町道を東進し町道二百四号線との接点に至り、同所から同町道を東進し農道との接点に至り、同所から同農道を東進し遊歩道との接点に至り、同所から同遊歩道を南進し御坂路との接点に至り、同所から同路を南東に進み金川との接点に至り、同所から同川を北西及び西に進み町道二百三号線との接点に至り、同所から同町道を南進し町道二百二号線との接点に至り、同所から同町道を南進し町道二百一号線との接点に至り、同所から同町道を西進し国道百三十七号との接点に至り、同所から同国道を北西に進み起点に至る一団地</p> <p>3 存続期間 平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで</p> <p>4 面積 十二ヘクタール</p> <p>十1 銃猟禁止区域の名称 御坂町尾山銃猟禁止区域</p>
--	--

2 銃猟禁止区域

笛吹市下黒駒地内の県道中道・塩山線と町道四百八号線の接点を起点とし、同所から同県道を東進し農道九百三十七号線との接点に至り、同所から同農道を南東に進み町道三百三十号線との接点に至り、同所から同町道を南西に進み町道三百二十四号線との接点に至り、同所から同町道を西進し町道四百一十号線との接点に至り、同所から同町道を北進し町道四百六号線との接点に至り、同所から同町道を西進し町道四百八号線との接点に至り、同所から同町道を北進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで

4 面積

十六・七ヘクタール

十一 1 銃猟禁止区域の名称

ふれあいの森総合公園銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

塩山市小屋敷地内の東山梨広域農道フルーツラインと市道小屋敷二十四号線の交点を起点とし、同所から同市道を北東に進み農道小屋敷四十九号線との接点に至り、同所から同農道を北東に進み遊歩道との接点に至り、同所から同遊歩道を北東に進み市道竹森四十三号線との接点に至り、同所から同市道を南及び北西に進み東山梨広域農道フルーツラインとの交点に至り、同所から同農道を北西に進み起点に至る一団地

3 存続期間

平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで

4 面積

十四・五ヘクタール

十二 1 銃猟禁止区域の名称

若神子新町銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

北巨摩郡須玉町大豆生田地内の同町と葦崎市の境界線と国道百四十一号との交点（須玉南橋）を起点とし、同所から同境界線を南西及び北西に進み同町、葦崎市及び同郡武川村の境界線との接点に至り、同所から同町の境界線を北西に進み同町、同村及び同郡長坂町の境界線との接点に至り、同所から同郡須玉町と同郡長坂町の境界線を北東に進み同郡須玉町、同郡長坂町及び同郡高根町の境界線との接点に至り、同所から同郡須玉町と同郡長坂町の境界線を北東に進み国道百四十一号との交点に至り、同所から同国道を南進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで

4 面積

五百六十ヘクタール

十三 1 銃猟禁止区域の名称

新府銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

葦崎市上祖母石地内の国道二十号と市道藤井四号との接点（桐沢橋東詰）を起点とし、同所から同国道を北西に進み市道穴山四号との接点に至り、同所から同市道を東進し県道茅野・小淵沢・葦崎線（七里岩ライン）との接点に至り、同所から同県道を南東に進み新府公園藤武神社を経て市道藤井四号との接点に至り、同所から同市道を西進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで

4 面積

百六十ヘクタール

十四 1 銃猟禁止区域の名称

上神取銃猟禁止区域

2 銃猟禁止区域

北巨摩郡明野村上神取地内の同村と同郡須玉町の境界線と須玉町道藤田新田清水橋線との交点（清水橋）を起点とし、同所から同境界線を北東及び南東に進み村道一号との接点に至り、同所から南に直進し農道一 二号との接点に至り、同所から同農道を西及び南西に進み農道一 一号との接点に至り、同所から同農道を南西に進み村道百十五号との接点に至り、同所から同村道を南西及び南東に進み村道三号との接点に至り、同所から同村道を南西及び北西に進み村道百九号との接点に至り、同所から同村道を南西に進み村道一号との接点に至り、同所から同村道を南西に進み村道百四号との接点に至り、同所から同村道を北西及び南西に進み村道二号との接点に至り、同所から同村道を西進し須玉町道藤田新田清水線との接点に至り、同所から同町道を西進し起点に至る一団地

3 存続期間

平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで

4 面積

八十五ヘクタール

十五 1 銃猟禁止区域の名称



2 銃猟禁止区域  
湧水・西泉銃猟禁止区域

北巨摩郡大泉村谷戸地内の村道西泉線と八ヶ岳広域農道との交点を起点とし、同所から同村道を北西に進み小道との接点に至り、同所から同小道を北東に進みJR小海線との接点(大井出踏切)に至り、同所から同線を北東に進み村営唐沢林道との交点に至り、同所から同林道を南進し村道小岩清水線との接点に至り、同所から同村道を南進し八ヶ岳広域農道との交点に至り、同所から同農道を西進し起点に至る一団地

- 3 存続期間  
平成十六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで
- 4 面積  
四百三十六ヘクタール

山梨県告示第五百二号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により平成十六年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。

平成十六年十月二十八日

一 調査を行う者の名称

甲府市及び増穂町

二 調査地域

甲府市富士見一丁目、富士見二丁目、音羽町、千塚一丁目、千塚二丁目、湯村二丁目及び湯村二丁目並びに南巨摩郡増穂町最勝寺及び青柳町

三 調査期間

平成十六年十月二十八日から平成十七年三月三十一日まで

山梨県告示第五百三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十六年十一月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一四〇号

三 道路の区域

区 間  
南巨摩郡増穂町大字大柵字向川原八九五番の一地先から南巨摩郡増穂町大字大柵字向川原九一四番の一地先まで

区	間	旧	新	延長 (メートル)
		敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	
南巨摩郡増穂町大字大柵字向川原八九五番の一地先から南巨摩郡増穂町大字大柵字向川原九一四番の一地先まで	旧	八・二丁 一六・三	八・二丁 一五・八	七五・〇
	新	八・二丁 一五・八	八・二丁 一五・八	七五・〇

山梨県告示第五百四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十六年十一月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 増穂若草線
- 三 道路の区域

区 間  
南巨摩郡増穂町大字大柵字向川原九一四番の一地先から南巨摩郡増穂町大字大柵字向川原八九五番の一地先まで

区	間	旧	新	延長 (メートル)
		敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	
南巨摩郡増穂町大字大柵字向川原九一四番の一地先から南巨摩郡増穂町大字大柵字向川原八九五番の一地先まで	旧	八・二丁 一六・三	八・二丁 一五・八	七五・〇
	新	八・二丁 一五・八	八・二丁 一五・八	七五・〇

山梨県告示第五百五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十六年十一月十八日まで一般の縦覧に供する。



平成十六年十月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 朝日小沢猿橋線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
大月市猿橋町大字猿橋字炭焼一八八七番地 先から 大月市猿橋町大字猿橋字炭焼一八八三番の 八地先まで	七・〇〇 二七・〇	六・八〇 一五・四		九四・五

**山梨県告示第五百六号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年十一月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	県民の森公園線	南アルプス市大字下市之瀬字北田二八五番の一地先から 南アルプス市大字山寺字南田八九八番の一地先まで	二四五・五	平成十六年 十月二十八日

**山梨県告示第五百七号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年十一月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	塩山勝沼線	塩山市大字牛奥字牛池三八二二番地先から 塩山市大字牛奥字宮の前四二二八番地先まで	四七五・〇	平成十六年 十一月五日

**山梨県告示第五百八号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十六年十一月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	平林青柳線	南巨摩郡増穂町大字平林字楮畠二五〇一番地先から 南巨摩郡増穂町大字平林字南平二四七一番の三地先まで	五一・〇	平成十六年 十月二十八日

**山梨県告示第五百九号**

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、須玉町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。なお、この処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十六年十月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

変更前の字の区域	変更後の字の区域
大字若神子字肥道五五九五の一、五五九	大字若神子新町字山之神

五の二の一部及びこれらの区域に介在する水路である須玉町有地の全部

# 公 告

## ● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十六年十月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

### 一 落札に係る役務の名称及び数量

山梨県税務システム修正業務 一式

### 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県総務部税務課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

### 三 落札者を決定した日

平成十六年九月二十一日

### 四 落札者の氏名及び住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ公共地域ビジネス事業本部首都圏営業部 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

### 五 落札金額

一億四千百十九万四千五百五十円

### 六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

### 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成十六年八月九日

## ● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十六年十月二十八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

### 一 一般競争入札に付する事項

#### 1 業務の名称

山梨県立大学総合事務システム及びサーバ機器等賃貸借

#### 2 業務の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

#### 3 履行期間

平成十七年三月一日から平成二十二年二月二十八日まで

#### 4 履行場所

知事が指定する場所

#### 二 一般競争入札の参加資格

1 平成十六年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十六年山梨県告示第六十七号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 国内外における当該調達機器等の賃貸借の契約実績があること及び当該調達機器に装備するシステムについて同種、同規模以上の設計・構築の契約実績があること。

3 当該調達機器等の賃貸借に関する経験が豊富であり、かつ、当該調達機器に装備するシステムと同種の開発経験のある技術者を専任で従事させることができること。

4 システム本稼働後の運用及び迅速なメンテナンスを適正に行うことができること。

5 この公告に示す業務を確実に履行できると知事が判断した者であること。

6 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

#### 三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県総務部

私学文書課新県立大学設置準備室設置担当 電話〇五五 二二三三 一五七一

#### 2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成十六年十二月八日（水）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。

#### 3 入札参加資格確認申請書の提出方法

入札参加資格確認申請書の提出方法

平成十六年十月二十九日（金）から同年十一月十五日（月）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県総務部私学文書課新県立大学設置準備室設置担当（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に持参すること。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成十六年十二月八日（水）午後二時 山梨県庁東別館（山梨県甲府市丸の内一丁目九番十九号）六階六〇二会議室

5 郵送による入札書の受理期限及び場所

平成十六年十二月七日（火）午後五時までに山梨県総務部私学文書課新県立大学設置準備室設置担当（郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。なお、書留郵便とすること。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

5 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured  
Yamanashi Prefectural University General Administration System, and computer equipment for the system 1 set

2 Date and time for tender  
2:00PM December 8,2004

3 Bureau in charge  
New Prefectural University Establishment Office, General Affairs Department,

Yamanashi Prefectural Government 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken  
400-8501 Japan TEL055-223-1571

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十六年十月二十八日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡田富町東花輪字権次分九五一の一、九五一の二、九五一の三、九五一の四、九五一の五及び九五一の六の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道 路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び田富

町役場に備え置いて縦覧に供する。  
三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
中巨摩郡田富町東花輪四百四十七番地 田中正治

## 企業局

### 山梨県企業局管理規程第十一号

山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成十六年十月二十八日

山梨県公営企業管理者 井 口 弘 章  
山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

山梨県企業職員の給与に関する規程（昭和四十二年山梨県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。  
別表第四所在地の欄中「東八代郡石和町川中島一六〇七」を「笛吹市石和町川中島一六〇七」に改める。

附則  
この規程は、公布の日から施行する。

## 教育委員会

### 山梨県教育委員会規則第十二号

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成十六年十月二十八日

山梨県教育委員会  
委員長 金 丸 康 信

山梨県立高等学校学則の一部を改正する規則  
山梨県立高等学校学則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

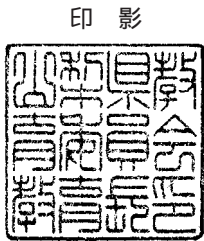
別表山梨県立石和高等学校の項中「山梨県東八代郡石和町市部三番地」を「山梨県笛吹市石和町市部三番地」に改め、山梨県立山梨園芸高等学校の項中「山梨県東八代郡石和町中川一、四〇〇番地」を「山梨県笛吹市石和町中川一、四〇〇番地」に改める。

附則  
この規則は、公布の日から施行する。

### 山梨県教育委員会告示第五号

山梨県教育委員会公印規程（昭和三十一年教育委員会告示第七号）に基づき、教育長印を次のとおり改刻し、平成十六年十一月一日からその使用を開始する。  
平成十六年十月二十八日

（教育長印）



山梨県教育委員会  
委員長 金 丸 康 信

## その他

● 一般競争入札について  
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十六年十月二十八日

山梨県総合教育センター所長 武 川 和 彦

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 借入物品等の名称及び数量
- 2 借入物品等の仕様等
- 3 入札説明書で定める内容等であること。
- 4 借入期間
- 5 平成十七年三月一日から平成二十年二月二十九日まで
- 6 納入場所
- 7 山梨県総合教育センター所長が指定する場所
- 8 一般競争入札の参加資格
- 9 平成十六年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十六年山梨県告示第百六十七号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。



- 2 この公告に示した借入物品等を確実に納入できると所長が判断した者であること。
- 3 納入する借入物品等に係るアフターサービスを所長の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号四〇六 〇八〇一 山梨県笛吹市御坂町成田一四五六番地 山梨県総合教育センター管理部 電話〇五五 二六二 五五七一
- 2 入札説明書の交付方法

この公告の日から山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。

- 3 入札説明会の日時及び場所  
平成十六年十一月五日（金）午後二時 山梨県総合教育センター（山梨県笛吹市御坂町成田一四五六番地）情報研修室
- 4 入札参加資格確認申請書の提出方法  
平成十六年十月二十九日（金）から平成十六年十一月十九日（金）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで山梨県総合教育センター管理部に持参すること。

- 5 入札及び開札の日時及び場所  
平成十六年十二月七日（火）午後二時 山梨県総合教育センター（山梨県笛吹市御坂町成田一四五六番地）情報研修室
- 6 郵便による入札書の受領期限及び場所  
平成十六年十二月六日（月）午後五時までに山梨県総合教育センター管理部（郵便番号四〇六 〇八〇一 山梨県笛吹市御坂町成田一四五六番地）に必着すること。

- 7 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 2 入札保証金  
免除
- 3 契約保証金  
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
- 4 契約書作成の要否  
要
- 5 その他  
詳細は入札説明書による。

Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be procured  
Computer Systems for the Educational Information Network 1 Set
- 2 Date and time for tender  
2:00PM December 7, 2004
- 3 Bureau in charge  
Management Division, Information Education Division, Yamanashi prefectural education center 1456 Misakachou naria Fufuki-shi Yamanashi-ken 406-0801  
Japan TEL055-262-5571



発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番